

発湯監第15号
平成26年8月5日

湯梨浜町長 宮脇正道 様

湯梨浜町議会議長 光井哲治 様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 上野昭二

平成26年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成26年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の対象

(1) 平成25年度入札執行事業の年度末現在における執行状況について

(2) 新しい公民館体制について

II 監査の実施日、場所

平成26年6月25日、監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、それぞれ次の手続きによって監査を実施した。

(1) 平成25年度入札執行事業の執行状況について

提示された「平成25年度入札執行事業一覧表(50万円以上)」により所

要の事業を抽出し、当該事業に係る関係書類に基づいて検証し、証拠突合その他通常実施すべき監査手続きにより実施した。

(2) 新公民館体制について

提出された住民説明会議事録その他の資料及び関係書類に基づく点検並びに関係職員からの聞き取りを行い、新公民館体制の内容を確認するとともに、現在の状況及び課題等を検証した。

第2 監査結果並びに所見

(1) 平成25年度入札執行事業の年度末現在における執行状況について

- ・平成25年度の入札執行事業(50万円以上)は225件であったが、概ね適切に執行されていたことが認められる。
- ・ただし、中には次のような事例も見受けられた。

工事名	入札方法	指名業者数	予定価格(円)	契約金額(円)	変更契約金額(円)	契約日	工期
平成25年度ゆりはまネット光ケーブル工事	指名競争入札	6	6,300,000	5,670,000	14,005,950	(当初)H25.4.30 (変更)H25.8.23 H25.10.10 H26.3.27	H25.4.30 ~ H26.3.31

この工事は、平成25年度中の新規加入、移設、脱退等により必要となった光ドロップケーブルの敷設、撤去等を行う工事であるが、当初見込みよりも大幅に増加したため、変更契約を繰り返し、結果的には当初契約金額(5,670千円)よりも倍増以上となる約14,000千円で実施されたものである。説明によると、当初予算を少なく計上したため、当初は、少額で契約し、その後補正予算を追加計上した上で、必要の都度変更契約を締結して対応したとのことであるが、このような大幅増額が予想される事案については、漫然と契約変更を繰り返すのではなく、適宜、今後の所要見込み件数等を検討し、別途、新規の入札・契約を発注する方法を執らなければ他の業者等からの批判を招くことにつながりかねない、と考えるところである。

- ・なお、平成25年度末は、消費税率の引上げに伴い、特に3月31日までの備品・設備の納入や工事の完成、検査、引渡し手続きの完了等が重要となった(…平成25年10月1日以降に契約したものについては、平成26年3月31日までに完成・引渡しが行われなければ、消費税率8%が適用)が、聞き取りによると、現在のところ特に業者等からの苦情や相談はきていないとのことであり、概ね円滑に対応できたものと認められるところである。

(2) 新公民館体制について

I 湯梨浜町合併以来、大きな課題の一つであった公民館体制の見直しが行われ、平成26年4月1日から新しい公民館体制がスタートした。

合併から10年を迎えようとしているが、この見直しは町民の日々の生活や地域(集落)の行事、催し等にも深く関係するため、多くの住民にとって関心が高く、また不安と心配を与える問題である。と同時に町にとっても今後の公民館活動並びに地域(集落)活動をどのように展開し、活性化させていくか、という重要な課題である。

特に当町の場合、旧町村ごとに集落の規模やそれに伴う地区活動の実施方法等が大きく異なるため、施設(地区公民館や集会所)の所有管理の形態、公民館長、公民館主事の配置及びその役割、行事や催しの単位等を如何に整理し調整していくのか、なかなか難しい問題であった。

そもそも、『公民館』とは、地方自治法上「住民の福祉の向上を図るための公の施設」で、町が(i)施設を設置・管理し、(ii)スタッフを配置して主にその施設を利用しながら各種の社会教育(生涯学習)活動を展開していく、いわば建物と組織が一体となって構成されている複合体であると理解される。

一方、私たちは、日々の暮らしの中で集落を形成し、住民同士が話し合っ様々な行事や催し、講座などを自ら計画、実行していく地域コミュニティ活動を行っている。

ただ、私たち多くの住民は、これまでこの二つの活動の区別をほとんど意識することなく、村の伝統行事や個々の趣味、あるいは生きがい対策などとして様々な催しに携わり、参加してきたところである。

II 「公民館」が建物と人的組織が一体となった複合体である以上、その見直しに当たっては、①建物の所有管理の面、②配置する人員及びその人件費を含む経費負担の面、そして③これらを通して各地区でいかに活発な活動が展開されているかという機能確保の面からの複合的な点検が重要で、その上で、新しい公民館体制のあり方を模索していく事が不可欠となる。

当町のこれまでの地区公民館体制は、要約すると、旧羽合地区では、集落の規模が大きいことから(i)各集落で自ら建物を建設管理し(田後、橋津、宇野地区は補助金の関係で形式上町の所有名義。)、(ii)町が公民館長・公民館主事を配置して、(iii)町の委託金で行う地区公民館活動と本来、地域が自主的に行う集落活動を特に区別することなく実施する形態。

旧東郷地区では、逆に個々の集落規模が小さいため各集落の集会所とは別に、舎人・花見・東郷・松崎地区公民館制度を構築し、(i)町が地区公民館を建設管理し(東郷・松崎地区は現中央公民館を活用)、(ii)町が公民館長・公民館主事を配置して、(iii)町の委託金で地区公民館活動を実施する形態。

旧泊地区では、(i)地区公民館制度を採らず、地区公民館の建物もない中で、(ii)町が分館職員を配置して、(iii)町の直営予算で、(iv)旧泊地区全体で地区公民館活動を実施する形態。という三者三様の体制であった。

・・・別紙1 参照

Ⅲ このため、新しい公民館体制では、

ア、今後の公民館活動をさらに充実したものにすること。

イ、建物の所有形態、管理経費を中心とする経理負担に関する町民の不公平感を解消すること。

ウ、地域の活性化、コミュニティ活動をより充実したものにすること。

を目標に掲げて、各項目について次のような変革を行ったことが認められる。

ア、「公民館活動の充実」では、これまでは町職員が直接企画実施する中央公民館(分館を含む。)事業と、町が任命した公民館長・公民館主事が町委託金を受けて実施する地区公民館事業との連携が必ずしも密接ではなく、地区公民館活動は各地区任せになっていたとの反省を踏まえ、従来の公民館長・公民館主事の体制を廃止し、新体制では、新たに地域活性化推進員(各地区1名ずつ)、公民館運営委員(各集落1名ずつ)を配置し、地域活性化推進員は、各館に駐在して分館職員と一緒に公民館活動を企画立案し自ら実施していく。また、公民館運営委員は、各集落からの意見や要望を伝達して分館や地域活性化推進員の行う事業と集落活動との連携を図るという体制に切り替える。・・・別紙2 参照

イ、「町民の不公平感の解消」では、これまでの地区公民館制度を廃止し、形式上町所有名義であった田後・橋津・宇野公民館は地元は無償譲渡(平成26年3月町議会で可決。)。町所有である舎人・花見会館は建設当初の目的であった町立多目的施設として引き続き町が経費負担して管理していくが、今後は地元地区が利用する場合でも有料として応分の使用料を払っていただく。という体制とする。

ウ、「地域の活性化・コミュニティ活動の充実」では、従来の地区公民館活動に係る委託料を廃止し新体制では、アで記載した町が町の運営予算で各分館ごとに直接企画実施していく公民館活動とは別に、新たに「湯梨浜町地

域にぎわい創出事業補助金」を創設し、旧地区公民館単位で行っていた運動会、納涼祭などの催しや伝統行事その他地元が自主的に行う様々な地域活動に対して支援を行う。という体制とする。

今回の見直しは、まずは湯梨浜町全体で初めて統一的な方向性が整理されたことに大きな意義があると考えられ、更に前述の点検時に重要な①建物所有管理の視点、②経費負担の視点、③機能確保の視点から検証してもそれぞれ町としての統一的な考え方が伺われるところであり、一応評価できるものと認められる。

IV ただ、多くの町民が長年慣れ親しんできた制度の抜本的な見直しについては、町長並びに教育長も地元説明会で発言しているように、「実際に運用するに当たっては、後でギクシャクしたり、スムーズに行かない部分が当然出てくると思われる。出てくればそのときに改善していかなければならない。」という姿勢が特に重要になってくる。

今回の新しい公民館体制は、スタートしたばかりである。総論的には理解できても、実際の運用に当たっては、地域活性化推進員は推薦集落だけでなく他集落での事業も担当することになるが推移を見守りたい。また事業の企画立案実施は分館内で分館職員と地域活性化推進員との協議制で決めていくとのことだが、調整的役割を担うリーダー(責任者)を明確にすべきと思われる。事業予算が不足した場合の対応等、課題も考えられる。その他、舎人・花見会館は地区の公民館活動でも有料施設として使用料を徴収するとのことだが利用自体が著しく減少して本末転倒の状況に陥ること等々、不安要素は数多く存在する。

特に、今年度は新体制 1 年目であり、時機を失しないよう、早目に地域活性化推進員及び公民館運営委員並びに町民からの意見や問題点を集約し、次年度以降の改善措置につなげていくことが重要と考えるところである。